美里町長 相澤 清一 殿

美里町政策推進·評価委員会 会長 徳 永 幸 之

政策評価の実施について (答申)

令和3年6月25日付け美企第147号で諮問がありましたこのことについて、美里町総合計画・美里町総合戦略に掲げる地方創生関連事業、重点実施施策及び主要課題に対する取組について、調査審議した結果、別紙のとおり答申します。

政策・施策形成過程における地方創生関連事業、 重点実施施策及び主要課題に対する取組の評価報告書

○ 地方創生関連事業

- 母子保健事業(不妊治療費助成事業)(関連施策12 健やかな母子保健活動の推進)
- 農産物産地形成促進事業 (関連施策22 農地の高度利用と産地形成の促進)
- 起業促進拠点事業 (関連施策28 商業・サービス業を振興するための対策)
- 定住促進奨励事業 (関連施策38 定住化を促進するための対策)
- 総合計画推進事業 (関連施策44 行政運営の効率化を推進するための対策)

○ 重点実施施策のうち評価対象施策

- ・ 施策15 高齢者が安心して暮らすための対策
- ・ 施策18 働きながら子育てを行う家族を支援するための対策
- ・ 施策23 個性をいかした魅力ある農業の展開
- ・ 施策32 公共交通網を確立するための対策
- ・ 施策38 定住化を促進するための対策

【令和3年9月】

担当評価委員	桂 晶子 委員		
評価対象年度	令和 2 年度 施策担当課 健康福祉課		健康福祉課
分野分類名	第2章 健やかで安心なまちづくり		
	政策 5 保健の充実		
評価対象	施策12 健やかな母子保健活動の推進		
	【事務事業】 母子保健事業	(不妊治療費助成事業	<u>(</u>
	17307水1 日1水ビザ木		<u></u>

意見内容

美里町不妊治療費助成事業は、「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」(以下、県の治療支援事業という。)の助成決定者のうち、条件を満たした者へ治療費助成を行うものである。2020年5月29日に閣議決定した「少子化社会対策大綱」の目標には、「希望出生率1.8」の実現に向け、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくることが謳われている。美里町の出生数率は減少している。また、令和元年の宮城県の合計特殊出生率は1.23で、これは全国46位である「)。少子化対策はわが国の重要課題であるが、本町および本県においては更なる喫緊課題であり、不妊治療に係る「経済的および精神的な負担の軽減を図る」ことを目的とする本事業の意義は大きい。

まず、事業の成果を述べる。本事業が開始された平成27年度の助成額は1回あたり上限10万円であったが、初回治療時に多額の治療費を要することから、令和元年度より初回治療の上限を15万円/回に増額した。これにより不妊治療に踏み出す障壁軽減の一助となった。施策の指標「不妊治療費助成事業申請相談件数」に目を向けると、町の総合計画策定後の平成28年度~令和元年度までの4年間は、目標値20件に対して実績値は12~14件(平均12.5件)、令和2年度は7件であった。「不妊治療費助成申請件数」は平成28年度~令和元年度は10~12件(平均10.8件)、令和2年度は6件であった。全ての年度において実績値は、政策指標の目標値や活動指標の計画値を下回ったが、平成28年度以降これまでに計18件が母子健康手帳の交付に至っており着実な成果が認められた。

事業の改善点としては、事業の周知を含めた能動的な事業展開である。これは一昨年度までの指摘と同様である。実績値が目標値および計画値を下回ること、県の治療支援事業からの紹介以外は主たる周知がHPに限られること、さらに、本事業や不妊に関係する各種データなどから、潜在的ニーズが高い可能性や、広報・周知に改善の余地があることを一貫して指摘してきたところではあるが、充分な取り組みの改善には至らなかった。そのため、これまでの経緯を通して、政策等評価の対象である地方創生関連事業の位置づけと、現場における事業の重きに多少の乖離を覚えた。

可能であるなら、HPでの効果的な周知方法やHP以外での周知の機会はないのか、どのようなタイミングで誰に周知すると効果的か、周知に関して県と調整・連携をはかる必要性はないか、不妊治療費助成事業の潜在的ニーズは実際どの程度か、女性の妊孕能力や男性不妊に関するポピュレーションアプローチの必要性はないかなど多角的観点から現状を把握・分析し、より能動的に事業に取り組むことが望まれる。

令和2年10月に開催された政府の第131回社会保障審議会(医療保険部会)では、「少子化対策は国として極めて重要な課題」「少子化対策の観点から不妊治療の経済的負担の軽減を図ることは大変重要」などの意見が出された。国は、令和4年4月から不妊治療に公的医療保険を適用する方針へと大きく動いた。町の総合計画は2040年度を見据えて策定しており、とりわけ未来の社会を担う人々の誕生に係わる本事業に関しては、少子化対策における行政の役割をより発揮する必要があるだろう。ただし、新型コロナウイルス感染症対策室を併せ持つ健康福祉課においては、コロナ関連業務の多忙を極めるなかで、職員の健康管理を疎かにすることがあってはならず、優先順位のもとで効果的な事業運営、事業改善を図ることが重要である。

<引用文献等>

1)	令和元年人口動態統計	(確定数)	の概況	(宮城県版)		
	https://www.pref.miya	agi.jp/up	loaded/	attachment/	819367. p	odf

【令和3年9月】

担当評価委員	川島 滋和 委員			
評価対象年度	令和2年度	施策担当課	産業振興課	
分野分類名	第3章 力強い産業がいきづくまちづくり			
	政策11 農業の振興			
評価対象	施策22 農地の高度利用と産地形成の促進			
	【事務事業】農産物産地形成	【事務事業】農産物産地形成促進事業		

意見内容

本事業は、近年、需要の高まっている加工・業務用野菜の生産振興を図るために、汎用水田を活用した土地利用型野菜を支援し、農地の高度利用と高収益野菜の産地形成を促進する事業である。新たに土地利用型野菜生産に取り組む事業者に対して生産費の一部を補助し、地域振興作物の重点化を図ってきた。平成26年度から令和2年度までの事業であり、平成28年度からは交付要綱を「契約栽培促進事業」と一本化しており、作付面積のみならず契約栽培の取組者数も重要な活動指標となる。

令和2年度の活動指標の取組状況は、契約栽培取組者数は計画値15人に対し実績値11人でやや計画値に及ばなかったものの、土地利用型野菜取組者数の計画値30人に対し35人で、計画値を上回っている状況である。また、契約栽培減収補償、機械設備導入の実績はなかった。

取組品目はキャベツ、玉ねぎ、長ねぎ、青ねぎ、にんじん、ばれいしょであり、取組面積は14.77haである。令和2年度の土地利用型農業(地域振興作物)の作付面積は37.8haであり、平成30年度の実績、32haに対して順調に増加しており、計画に対する実績値は概ね良好な状況と言える。作付品目が10haを超える品目は、計画値3品目に対して、実績はばれいしょのみとなった。品目数では目標に届いていないものの、ねぎ(7.1ha)やにんじん(3.1ha)の作付面積は順調に増加している。また、にんじんに関しては、中核となる法人が実需者と結びつき、周辺地域の団体、法人等にも生産が広がっている等、業務用野菜の産地形成は着実に進展していると評価できる。

さらなる作付面積の拡大と本事業の持続性を担保するためには、営業利益ベースでの黒字化が課題である。実績に基づく経営収支試算を分析したところ、販売価格、収量、肥料費、農薬費、労務費で経営体毎に大きなばらつきがあった。営業利益ベースで赤字の経営体・品目も見られる。地域に合った品種、栽培管理技術を確立し、コスト削減を図るとともに、収量の確保と品質の均一化を徹底し、加工・業務用野菜の契約栽培へとつなげていきたい。経験豊かな中核農家、JA、農業改良普及員等と協力・連携して、適切な栽培管理の横展開が期待される。美里地域農業再生協議会を通じた技術支援、生産品目の誘導、機械の共同利用、地域ぐるみの販路開拓など、新しい取組もすでに行われており、こうした取組を通じた産地内の人的ネットワークが形成されつつあることは高く評価できる。「美里地域水田農業ビジョン」で示されているように、実需者とのマッチングなどの販路開拓が重要になると考えられ、食品加工業、中食・外食産業などへの積極的なマーケティング活動を期待したい。加工・業務用野菜は大手メーカーや外食チェーンだけでなく、中小事業者による需要創出の余地も残されていることから、それぞれの作物の特性を踏まえたきめ細かなマーケティング活動の展開が重要である。

【令和3年9月】

担当評価委員	川島 滋和 委員		
評価対象年度	令和 2 年度 施策担当課 産業振興課		
分野分類名	第3章 力強い産業がいきづくまちづくり		
	政策 13 商業・サービス業の振興		
評価対象	施策28 商業・サービス業を振興するための対策		
	【事務事業】起業促進拠点事業		

意見内容

本事業は、美里町において、起業・創業支援施策の推進を図るための拠点施設の整備を行い、「しごと」が生まれる環境をつくり、商業やサービス業の振興を目的としている。平成29年に開所した起業サポートセンター「Kiribi」を拠点として、ソフト面では起業相談会の開催を通して起業者支援を行うほか、起業セミナーや各種セミナーを開催し、施設の利用促進に努めている。

新型コロナ感染症の予防措置として、令和2年度はすべてのセミナー等を中止にしたため、開催数、参加者数ともに0となった。コロナ禍でも活動を続けた施設利用区画数(入居者数)は、計画値7区画に対し6区画とほぼ計画を達成することができた。また、施設開所日数は、計画どおり365日開所し、延べ利用者数は計画値250人を大幅に上回る1, 252人となった。以上のことから、計画は概ね達成されていると判断できる。

利用者数が大幅に増加した要因としては、コロナ禍であっても、起業サポートセンターKiribi の利用可能にし、定期的に起業相談会を開催したことが挙げられる。起業相談件数は計画値30に対し39件(16人)であり、相談を経て実際に起業に至ったケースもある。また、起業を目指す人だけでなく、すでに起業した人にも対応を続け、必要に応じて関連機関を紹介するなど、ワンストップ体制が図られたことは特筆すべきである。また、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策(各種補助金・支援金)の情報発信や支援制度申請窓口として起業サポートセンターKiribi を活用したことにより、町内事業者や地域住民における活用拠点としての Kiribi の認知度が向上した。

今後に向けて、Kiribi の機能強化と機能の拡充を検討してはどうだろうか。一つ目は、起業家精神(アントレプレナーシップ)を醸成する機能である。起業の成功事例や失敗事例を紹介し、起業への心理的負担を軽減させ、人生の選択として「起業家」を想像できるようにする。こうした取組は、女性や高齢者を含む多様な潜在的起業家の開拓につながると期待できる。二つ目は、起業や経営に関する実務能力や専門知識を修得できる機能である。実際に起業したくても、その手続きを知らない人は多い。中小企業診断士や税理士等に相談できる体制を整備し、実際の起業支援へとつなげていきたい。三つ目は、起業に係る相談や支援に加えて、経営相談、新規事業の立ち上げ、商品開発、関連企業とのマッチング等、Kiribi の機能拡充を図り、アントレプレナーの活動拠点としての役割が期待されている。

これまで活動指標は、利用者数や開所日数というように活動の「量」を重視してきたが、今後は活動の「質」にも着目し、地域住民のアントレプレナーシップを醸成する活動を期待したい。

【令和3年9月】

担当評価委員	佐々木 秀之 委員		
評価対象年度	令和2年度	施策担当課	まちづくり推進課
分野分類名	第5章 自立をめざすまちづくり		
政策 19 定住化の促進			
評価対象	施策38 定住化を促進するための対策		
	【事務事業】 定住進奨励事業		

意見内容

地方創生事業として、この5年間に取り組んできた定住促進事業についての検証を行う。結論として、東日本大震災の復興期と駅東地区において造成を進めていた宅地の販売時期が重なったこともあり、定住者の増加が確認され、着実な成果につながったことが指摘できる。今後の課題としては、駅東地区の宅地が完売したことによる、次なる戦略である。検討事項として、1)小牛田地域における空き家の活用、2) 過疎計画と関連して、南郷地域の定住施策の強化が挙げられる。加えて、3) これまでの移住者に対する、住んで良かったと思われるような事業を、協働のまちづくりの範疇で打ち出していくことである。以下、具体的な成果に言及する。定住促進事業の実績として、定住補助金の申請件数は、平成28年度が85件、平成29年度が89件、平成30年度が116件、令和元年度が104件となっており、駅東地区の分譲が終了した令和2年度は57件となっている。なお、令和2年度の内訳として、57件のうち、新築が34件、中古取得が23件となっており、空き家活用の萌芽を確認することができる。

町外からの 40 歳未満の移住者に対しては、上記転入補助金に加えて、転入加算、新婚加算、子育て加算といった措置を講じてきた。これらの活用実績も確認され、望ましい結果となった。

次なる戦略として、この 5 年間の移住者の情報をもとに、今後の定住者獲得施策の方向性を定めることが重要になってくる。移住者の転入元をみると、大崎市や石巻などの県内隣接市町村からの転入の占める割合が大部分であり、首都圏からの移住は低調であった。首都圏に対しては、これまで、ふるさと回帰センターが開催する首都圏でのセミナーや隣接 7 自治体による移住相談会の機会を利用して、本町の PR につとめてきたが、独自の事業展開の立案を急ぐべきタイミングである。その際、コロナ禍における人々の意識や価値観の変化を認識する必要がある。オンラインによる双方向の移住セミナーの開催など、企画の周知さえ上手くできれば、比較的低コストでの事業展開ができることから、例えば、移住検討者に、主体的に美里町の空き家の活用策を検討してもらうことも可能となった。南郷地域における過疎対策とも関連させることができる、そこにおいて、過疎・過密の認識が変化しつつあることを意識して欲しい。むしろ都市部における過密に対するマイナスのイメージが増加しており、魅力ある過疎地域の形成策が望まれている。移住者のアンケートからは、世帯者の誰かが本町出身者であることや本町での生活経験者であったことが移住理由の上位にあげられている。令和 2 年度には既にオンラインを用いた移住相談会を実施しており、そこでは、既移住者も参加し意見を提示している。このように、参加型の移住相談会、ひいては協働のまちづくりを地道に展開することが、地域の自立につながっていく。

【令和3年9月】

担当評価委員	徳永 幸之 委員		
評価対象年度	令和2年度	施策担当課	企画財政課
分野分類名	第5章 自立をめざすまちづくり		
	政策24/健全な行政運営		
評価対象	施策44/行政運営の効率化を推進するための対策		
	【事務事業】総合計画推進事業		
意 見 内 容			

前総合計画・総合戦略の計画年度最終年度において、これまでの取り組み実績を踏まえ、新たに総合計画・総合戦略を作成したものである。基本理念、基本構想は前計画を継承するということで、基本的な計画体系(5章構成)も維持し、前計画の成果、残された課題、社会情勢等の変化に対応する形で再編された。その際、政策・施策が細分化されすぎて、各施策が孤立し、大目標に対しての見通しが悪くなる恐れを鑑み、24 政策 46 施策を 12 政策 34 施策に集約している。しかし、それでも各政策における各施策の関連性、各章における各政策の関連性、さらには各章と基本構想・基本理念との関

連性については、十分な議論がなされたとは言えず、各政策がどのように地方創生に貢献するのか、 他の施策との連携でその成果をより高めることができるのかの認識を醸成し、各施策が有機的に連動 して実施されていくことが望まれる。

各施策の策定にあたっては、①施策の目的、②施策を取り巻く現状と課題、③施策の展開、④施策の主要な取組(関連事業)、⑤施策の指標という構成で検討を行った。特に、②施策を取り巻く現状と課題、③施策の展開、④施策の主要な取組は、それぞれがしっかり連動していることで、明確な目的意識で正しい方向性を持った事業実施に繋がるものであるが、課題が多い施策においてはそれらの繋がりが明確になっていないものも見受けられる。このような問題は、施策実施を通じてその繋がりを再度見直すなど、事業実施の精度を高めていってもらいたい。⑤施策の指標については、最終年度の事業が実施中であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業も多いことから、指標達成率の確認・評価が難しい中での策定作業となった。新型コロナウイルス感染症により新たな課題の発生や新型コロナウイルス感染症対応を契機とした社会様式の変化もあることから、今回策定した目標値にとらわれず、必要に応じて適切な目標値への見直し検討課題になろう。また、施策における全ての取組に対応する指標を提示できているわけではないことから、指標によらない進行管理も行っていく必要がある。

【令和3年9月】

担当評価委員	桂 晶子 委員			
評価対象年度	令和 2 年度 施策担当課 長寿支援課			
分野分類名	第2章	第2章 健やかで安心なまちづくり		
政策 7 高齢者福祉の充実				
評価対象	施策15	15 高齢者が安心して暮らすための対策		
	【事務事業】	l —		

意見内容

令和3年3月31日現在の美里町の高齢化率は35.7%である¹⁾。平成28年度末は32.7%であり²⁾、総合計画の計画期間である5年間で3%上昇した。高齢化率は今後さらに上昇し、総合計画の目標年度である令和22年度(2040年度)には43.7%に達すると予測されている³⁾。このように高齢化が進展するなかで「高齢者が安心して暮らす」ための本施策が展開された。施策の指標は「要介護・要支援認定を受けていない者の年齢階級別に見た割合の平均値」であり、目標値は平成27年度から毎年度73.0%に設定している。実績値は総合計画開始の平成28年度は74.8%、それ以降は横ばいあるいは微減し、令和2年度は73.6%となった。平成28年度から5期連続して目標値を達していることは評価に値する。

これまで長寿支援課は、住民組織や関係団体と連携を図り、高齢者を支援する体制づくりや地域包括ケアシステム構築を進めてきた。支え合う地域づくりには長期的視点が必要であり、平成29年度より生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会と連携して生活支援体制整備事業を推進してきた。町直営の地域包括支援センターは、住民に直接的に関わりその声を聴き、ニーズに沿った事業計画、サービス提供が可能である。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で規模や回数を縮小しながらも、感染予防対策を講じて介護予防事業を行った。さらに、国が推し進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」として、宮城県フレイル対策市町村サポートモデル事業に向けて昨年度より準備を進めてきた。このような継続的事業展開、住民のニーズに沿った支援、先駆的取り組み姿勢が成果となり、前述した施策指標の連続達成につながったと考える。

次に、課題や今後に期待される点について述べる。コロナウイルスの感染拡大防止に伴う他者との交流・外出機会の自粛は、高齢者の心身機能を低下させ、その影響が要支援・要介護者の増加として今年度以降に現れる可能性がある。コロナ禍における安全な取り組み方法を工夫、検討しながらも介護予防および高齢者支援をより一層進める必要がある。事業毎の実績では、令和2年度の配食サービス事業の利用者が前年度と比べ34.2%増となった。栄養はフレイル予防の4要素(運動、栄養、口腔ケア、社会参加)の一つである。コロナ禍での外出減少に加えて、買い物場所・交通手段・食事づくりに困る独居や高齢者のみの世帯にとって配食はいのちに直結するサービスである。また、安否確認や配達ボランティアの活動機会ともなり得る。さらに、情報弱者に対して多様な情報提供の機会ともなり得る。今後、他部署や民間などとも連携し、サービス対象や内容の充実を図ることは介護予防や高齢者のQOL向上の一助となるかもしれない。

少子高齢化の進展、独居や高齢者のみの世帯の増加、要支援・要介護者および老老介護者の増加、保健医療福祉の進歩・充実とこれに係る予算増大のなかで、2040年度を見据えた第2次総合計画が今年度より開始された。引続き「生涯にわたり『生き生き』と元気に暮らせるまち」を目的に掲げる本施策においては、この先、高齢者の就労支援も重要と考える。また、生き生きと暮らすために介護予防を推進するに留まらず、たとえ要支援・要介護や介護者になったとしても「生き生き」と暮らせるまちはどのようなまちか、その像を描き、今後の高齢者政策のあり方を追究し、時には保健・福祉サービスの域を超えた発想で、多様な主体と連携し政策・施策を展開することがより求められるだろうと考える。

<引用文献等>

1) 宮城県. 高齢者人口調査結果(令和3年):

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/03koureisyazinkou.html

2) 宮城県. 高齢者人口調査結果(平成29年):

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/29koureisyazinkou.html

3) 美里町:美里町高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画(令和3年3月).

【令和3年9月】

佐々木 秀之委員		
令和2年度	施策担当課	子ども家庭課
健やかで安心なまちづくり		
政策 10/子育て支援の充実		
施策 18/働きながら子育てを行う家族を支援するための対策		
【事務事業】-		
	令和2年度 健やかで安心なまちづくり 政策10/子育て支援の充実 施策18/働きながら子育て	令和 2 年度 施策担当課 健やかで安心なまちづくり 政策 10/子育て支援の充実 施策 18/働きながら子育てを行う家族を支援す

意見内容

美里町における公立保育所、および民間における認可保育施設、認可外保育所の現状は以下のとおりである(令和3年度現在)。公立保育所2(小牛田1、南郷1)、民間認可保育施設6(小牛田6、南郷0)、認可外保育施設2(小牛田2、南郷0)。その他、公立小牛田保育所の分園がある。民間認可保育施設6施設のうち4施設は認可外保育施設から認可保育施設へ移行した施設であり、うち1施設は事業所内保育施設である。認可外保育所は町内に2施設あり、うち1施設は企業主導型保育施設である。上記より、1)民間事業者による保育施設の設置動向が美里町においてもみられてきたこと、2)人口減少・高齢化の課題が顕著である南郷地区の保育事業が手薄であることが明らかである。この2点から、戦略的に子育て施策を立案し、まちづくりに繋げていく必要がある。なお、企業主導型保育事業は2016年に制度化されたものであり、施策18の実現には適した制度であることから積極的に推奨し、事業者と地域枠の設定に関しての議論を進めて欲しい。

次に、待機児童数の問題である。ここ数年の課題とされてきた待機児童数に関しては、駅東地区に定員 110 名の認可保育所(「食と森の保育園美里」)が新設されたことから、改善が図られた。待機児童数の推移をみると、平成 29 年度 36 人、平成 30 年度 29 人、令和元年度 14 人、令和 2 年度 6 人となっている(宮城県保育所等利用待機児童数調査)。待機児童者数がゼロには至っていないことには、新設保育所の好印象があって、保育所への入所希望者が増えたことが背景にある。単に待機児童というとマイナスに捉えられる傾向があるので、この点を丁寧に説明する必要がある。なお、新設保育所は、町有地を提供しての誘致型の設置であり、公的な性格を有している面があり、まちづくりの観点から、意見交換会等の場を設置するなど、連携を密にして欲しい。なお、新設保育所は、園舎のデザイン、エネルギー循環、環境教育、食育の面において、先駆的な事例であり、認定こども園への移行も視野にいれている。今後の美里町における公立保育所の展開を検討する際のロールモデルとなる。特に、南郷地区の子育て支援策の検討の際には参照すべきであろう。過疎計画とも関連付けながら、認定こども園化も視野に入れ、南郷地区の子育て支援策の魅力化を強力に図るべきタイミングである。なお、新設保育所の開所に伴い、老朽化の著しい小牛田保育所分園の廃止は進めるべきである。

切れ目のない子育で支援の観点からは、放課後児童クラブの充実も課題となってくる。高学年児童の受け入れの要望もあるなか、児童支援員の確保が課題となっている。児童支援員や保護者に対するヒアリングを行い、放課後児童クラブの機能の制約はあるものの、学習の視点も視野に入れた、想像力を育む事業など、独自のプログラムの可能性の検討を進めて欲しい。

【令和3年9月】

担当評価委員	川島 滋和 委員		
評価対象年度	令和 2 年度 施策担当課 産業振興課		
分野分類名	第3章 力強い産業がいきづくまちづくり		
	政策 11 農業の振興		
評価対象	施策23 個性をいかした魅力ある農業の展開		
	【事務事業】-		

意見内容

本施策は、特産品のブランド化促進や町内農産物を活用した商品開発等を促進することで、個性を生かした魅力ある農業の展開を目指すものである。本施策は「生み(人材育成)、育て(商品開発)、生かす(販路拡大)」という3段階の支援策を展開している。

6 次産業化の視点も取り入れながら商品開発及び商品改良に係るセミナーを開催しており、セミナー参加者は、平成28年度から令和元年度までの3年間で延べ111人となった。令和2年度は、新型コロナ感染症の影響により、セミナーは実施できなかったものの、こうしたセミナー参加者の中から、生産者のよる商品3件と町内生産者と加工者が連携した商品が1件誕生したことは、十分な成果であると評価できる。

令和2年度は、新型コロナ感染症の影響のため、人材育成を目的としたセミナーが実施できないことから商品開発と販路拡大に軸足をおいて支援が実施されてきた。商品開発補助では、「禾食や一Kajikiyaー」の自家製野菜・果実のタルトやキッシュ、美里みつばちファームの「日本蜜蜂ハチミツ 百花」、齋田農園の「米粉のパンケーキミックス」、JA新みやぎみどりの地区本部の「ごはんのおとも」に対する支援が行われた。開発された商品はいずれも自身のECサイトにおいて販売するか、カインズホーム等の量販店での販売チャネルを構築しており、販路拡大を含むマーケティング活動に積極的に取り組んでいる点も評価できる。また、「日本蜜蜂ハチミツ 百花」のようにふるさと納税返礼品として登録されている商品もこれまでに多数開発されており、開発された商品のブランド化も着実に進展していると考えられる。また、北浦梨のブランド化支援の一環として、北浦梨ブランド化研究会の設立支援やプレミアム商品の基準づくりに取り組んできたが、令和2年度は新型コロナ感染症の影響により活動ができなかった。本施策で設定されている目標である町内産の農産物等活用した商品開発数については、目標値である累計20件に対して21件の実績となっており、支援は順調に行われていると判断できる。

今後は、これまでに開発された商品のフォローアップを続け、売れ続けるための商品の特徴や PR 活動、販売チャネル(オンライン、地元、都市部等)を見極めていく必要がある。また、こうした農商工連携による商品開発や販路拡大は、事業者個々の得意分野を生かせるほか、労力やコスト削減、さらには異分野融合の小さなイノベーションも期待できる。こうした取組を継続的に実施していくためには、事業者間の情報共有及び経験の共有が必要不可欠であり、そうした場所として起業サポートセンター Kiribi の活用が期待される。商品開発のノウハウ、成功・失敗談などの知見が活動拠点で蓄積されるとともに、地域住民のアントレプレナーシップ醸成効果も期待できる。

【令和3年9月】

徳永幸之委員		
令和 2 年度 施策担当課 防災管財課		
くらしやすさを実感できるまちづくり		
政策15/地域基盤の確立		
施策32/公共交通網を確立するための対策		
【事務事業】-		
	令和2年度 くらしやすさを実感できる。 政策15/地域基盤の確立 施策32/公共交通網を確立	令和2年度 施策担当課 くらしやすさを実感できるまちづくり 政策15/地域基盤の確立 施策32/公共交通網を確立するための対策

意見内容

令和2年度は、住民バスの利用促進に向けた住民バス運行の利便性向上を図るため、路線・ダイヤの見直し等を行った。利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度に比べ減少しているものの、住民バス利用者の満足度は前年度より上昇しており、利用者の利便性を考慮したダイヤ改正や大型商業施設駐車場内のバス停留所設置等の成果が見られる。しかし、施策の指標である「住民バスの利用者の満足度」、「住民バスの利用者数」はいずれも未達成となっている。特に、利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少しているものと考えられるが、その影響の分離は難しく、また新型コロナ感染症を契機とした社会様式の変化なども予測されることから、その変化には長期にわたり注視していくことが必要である。

前回指摘した乗降バランスのとれていないバス停留場が依然として存在していることや、利用が極端に少ない地区が存在している。これらは、利用者ニーズと路線・ダイヤのミスマッチと考えられるが、利用者アンケートからだけでは、利用できなかった人や住民バスを宛てにしていない人のニーズを汲み取ることは困難である。その一方で、バス停周辺人口・年齢構成と利用者数の比較や乗降パターンと路線・ダイヤの関係を丁寧に読み解くことによって、需要と供給のミスマッチに気づくことも可能であることから、地域事情も踏まえながら検討していって欲しい。

くらしやすさを実感できる公共交通システムとしていくためには、住民バスだけでなく、デマンド 乗合タクシー、JR との連携、さらにはタクシー補助、ボランティア輸送、スクールバスといった他の 手段との組み合わせも含めて地域公共交通網を検討していくことが必要となる。また、住民の活動範 囲が広域化し、将来的には商業・医療施設等の立地変化も考えられることから、他市町村との共同運 行も含めた連携の模索も必要となろう。短期、中長期の課題を整理した上で、大胆な変更も検討課題 となろう。

また、交通は交通単独で解決できない、あるいは、他部門との連携によってより効果的な施策になるものである。例えば、交通安全対策としての免許返納、健康維持のための外出促進、道路整備や都市計画など、日頃から他部門との情報交換、連携も深めていって欲しい。

【令和3年9月】

担当評価委員	佐々木 秀之委員		
評価対象年度	令和2年度	施策担当課	まちづくり推進課
分野分類名	第5章 自立をめざすまちづくり		
	政策 19 定住化の促進		
評価対象	施策 38 定住化を促進するための対策		
	【事務事業】-		

意見内容

本町における人口動向の特徴として、自然減に対して社会増が継続している点がある。転入者と転出者の動向をみると、転入者は、平成 28 年が 769 人、平成 29 年が 725 人、平成 30 年が 811 人、令和元年が 785 人、令和 2 年が 679 人となっている。それに対して、転出者は、平成 28 年が 749 人、平成 29 年が 794 人、平成 30 年が 707 人、令和元年が 755 人、令和 2 年度が 613 人となっており、平成 29 年以外は、転入者が転出者を常に上回っている状況であった。総合計画における指標では、転入者を目標数値に定めており、目標数値とは開きがあるものの、成果を残す結果となった。ただし、平成 24 年から平成 26 年は 900 人台の転入実績があったことを踏まえると、全体的には逓減傾向にあり、この状況の質的分析を行っておくべきである。加えて、これまで転入者の受け入れ先となってきた駅東地区の宅地分譲の完了に伴い、あらためて小牛田地域と南郷地域にわけて、地域毎の人口動向の把握を行い、それぞれに対する今後の定住戦略の立案を進めるべきタイミングである。特に、人口減少が著しい南郷地域の定住戦略を、過疎計画に絡めて展開することが次の 5 年間の課題となることを強く意識して欲しい。

今後の移住者の受け入れ先としては、町内にある空き家活用の促進が重要となってくる。令和2年度において確認される空き家数は185件となっている。しかし、当面の対策であった空き家バンクの利活用は低調であった。また、空き家の持ち主との交渉が進まないといった課題もみられた。さらには、空き家を販売したい持ち主が確認されたなか、貸借を望む空き家利用希望者が多数であったように、ニーズとシーズのミスマッチもみられた。ただし、これらの課題は全国的なものであり、その改善策として、民間活力の導入が進められている。常に全国の動向を把握し、本町への活用可能な方法があれば積極的に民間活力の導入の検討を進めて欲しい。

定住対策には、新規転入者に対する「住みたくなる町」と、これまでの転入者や在住者に対する「住んで良かった町」の2つの満足を念頭におかなければならない。その際、住民活動の促進(政策20)が重要であることを指摘してきた。近年、町民主体のマルシェやワークショップが複数開催されており、協働のまちづくりが浸透してきた傾向が確認される。連携協定を結ぶ宮城大学と、ナイトマルシェの開催場所である「でんえん土田畑村」の空間活用計画の策定や協働まちづくり事例集の作成を、試験的に実施することも出来た。魅力ある空間を創ることで、新たな事業が生まれるのである。多様なセクター、個人が積極的にまちづくりに参加する土壌の形成は引き続き実施して欲しい。それが持続可能なまちづくりにつながっていくのである。